

平成 28 年第 4 回定例会

富良野市議会会議録（第 1 号）

平成 28 年 12 月 5 日（月曜日）

平成 28 年第 4 回定例会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 28 年 12 月 5 日 (月曜日) 午前 10 時 00 分開会

議事日程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指定
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1 号 (第 3 定) 平成 27 年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号 (第 3 定) 平成 27 年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号 (第 3 定) 平成 27 年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号 (第 3 定) 平成 27 年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号 (第 3 定) 平成 27 年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6 号 (第 3 定) 平成 27 年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7 号 (第 3 定) 平成 27 年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 8 号 (第 3 定) 平成 27 年度富良野市水道事業会計決算の認定について
認定第 9 号 (第 3 定) 平成 27 年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について
- 日程第 4 所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告
調査第 4 号 防災計画について
調査第 5 号 市民の文化推進について
調査第 3 号 農業担い手対策の実態について
都市事例調査
- 日程第 5 議員の派遣に関する報告
- 日程第 6 議員の派遣に関する報告
- 日程第 7 監査委員報告 (例月出納検査結果報告平成 28 年度 7 月分～10 月分)
- 日程第 8 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 9 議案第 13 号 富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 10 議案第 1 号～第 12 号 (提案説明)

出席議員 (18 名)

議長	18 番	北 猛 俊 君	副議長	8 番	天 日 公 子 君
	1 番	大 栗 民 江 君		2 番	宇 治 則 幸 君
	3 番	石 上 孝 雄 君		4 番	萩 原 弘 之 君
	5 番	岡 野 孝 則 君		6 番	今 利 一 君

7番 岡本 俊君
10番 佐藤 秀靖君
12番 関野 常勝君
14番 後藤 英知夫君
16番 広瀬 寛人君

9番 日里 雅至君
11番 水間 健太君
13番 渋谷 正文君
15番 本間 敏行君
17番 黒岩 岳雄君

欠席議員(0名)

説明員

市長 能登 芳昭君
総務部長 若杉 勝博君
保健福祉部長 鎌田 忠男君
建設水道部長 吉田 育夫君
総務課長 高田 賢司君
企画振興課長 西野 成紀君
教育委員会教育長 近内 栄一君
農業委員会会長 東谷 正君
監査委員 宇佐見 正光君
公平委員会委員長 中島 英明君

副市長 石井 隆君
市民生活部長 長沢 和之君
経済部長 原 正明君
看護専門学校長 澤田 貴美子君
財政課長 柿本 敦史君
教育委員会委員長 吉田 幸男君
教育委員会教育部長 遠藤 和章君
農業委員会事務局長 佐藤 正義君
監査委員事務局長 高田 敦子君
公平委員会事務局長 高田 敦子君
選挙管理委員会事務局長 大内 康宏君

事務局出席職員

事務局 長 川崎 隆一君
書記 澤田 圭一君

書記 今井 顕一君
書記 倉本 隆司君

午前10時00分 開会
(出席議員数18名)

開 会 宣 告

議長(北猛俊君) これより、本日をもって招集されました平成28年第4回富良野市議会定例会を開会いたします。

開 議 宣 告

議長(北猛俊君) 直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指定

議長(北猛俊君) 日程第1、会議録署名議員の指定を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第126条の規定により、

大 栗 民 江 君
佐 藤 秀 靖 君
日 里 雅 至 君
水 間 健 太 君
宇 治 則 幸 君
黒 岩 岳 雄 君
石 上 孝 雄 君
広 瀬 寛 人 君

以上、8名の諸君を指定いたします。

なお、本日の署名議員には

大 栗 民 江 君
佐 藤 秀 靖 君

を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

議長(北猛俊君) 事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長川崎隆一君。

事務局長(川崎隆一君) -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第1号から議案第12号につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

議案第13号及び諮問第1号につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、議会及び監査委員より提出の事件につきましては、本日御配付の議会側提出件名表に記載のとおり、議長にそれぞれ提出がございました。

このうち、審査及び調査の終了いたしました事件につ

きましては、報告書として御配付のとおりでございます。

次に、市長より行政報告の申し出があり、その概要につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、閉会中の主な公務につきましては、議長報告といたしまして、本日御配付のとおりでございます。

慣例によりまして、朗読は省略させていただきます。

本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

最後に、本日の議事日程につきましても、お手元に御配付のとおりでございます。

以上でございます。

日程第2 会期の決定

議長(北猛俊君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長広瀬寛人君。

議会運営委員長(広瀬寛人君) -登壇-

おはようございます。

議会運営委員会より、11月28日に告示されました平成28年第4回定例会が本日開催されるに当たり、11月30日に議会運営委員会を開催いたしましたので、審議した結果について報告いたします。

本定例会に提出されました事件数は、25件でございます。

うち、議会側提出事件数は11件で、内訳は、事務調査報告3件、都市事例調査報告1件、特別委員会報告1件、議員派遣報告2件、例月出納検査結果報告4件でございます。

市長よりの提出事件は14件で、その内訳は、補正予算6件、条例5件、人事2件、その他1件でございます。

事件外といたしまして、市長の行政報告、議長報告がございます。

次に、運営日程について申し上げます。

本会議第1日目の本日は、会期の決定後、事件外といたしまして、市長の行政報告を受け、次に、第3回定例会において継続審査となった認定第1号より認定第9号の平成27年度一般会計ほか各歳入歳出決算について、決算審査特別委員会報告を受け、これを審議願います。

次に、所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告を受け、次に、議員派遣に関する報告、監査委員報告を受けます。

次に、諮問第1号及び議案第13号の審議を願います。

次に、議案第1号から議案第12号の提案説明を受け、本日の日程を終了いたします。

12月6日から9日は議案調査のため、10日、11日は休

日のため、それぞれ休会といたします。

本会議第2日目の12月12日、第3日目の13日は、市政に関する一般質問を行い、これを終了いたします。

12月14日、15日は、議案調査のため、休会といたします。

本会議第4日目の12月16日は、議案第1号及びこれに関連する議案第12号の審議を願い、次に、議案第2号から議案第11号の審議を願います。

最後に、追加議案がある場合は、順次、審議を願い、閉会中の諸手続をいたしまして、本定例会を終了いたします。

次に、議案外の運営について申し上げます。

請願、意見案、調査等の提出期限につきましては、12月12日の終了時までとすることで申し合わせをしております。

以上、平成28年第4回定例会の会期は、本日12月5日から12月16日までの12日間とすることで委員会の一致を見た次第であります。

議員、理事者及び説明員各位の御協力を賜りますようお願い申し上げます、議会運営委員会からの報告といたします。

議長（北猛俊君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり本定例会を運営し、会期は12月5日から16日までの12日間とし、うち、6日から9日まで、14日、15日は議案調査のため、10日、11日は休日のため、それぞれ休会いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、ただいまお諮りのとおり、本日から12日間と決定いたしました。

行政報告

議長（北猛俊君） この際、あらかじめ申し出のありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

おはようございます。

議長にお許しを得ましたので、行政報告をいたします。

1、要望運動についてであります。

（1）地域高規格道路「旭川十勝道路」の整備促進についてであります。

旭川十勝道路整備促進期成会会長として、10月31日に、北海道開発局、旭川開発建設部、管内選出北海道議会議員、北海道建設部、北海道上川総合振興局に対し、また、11月15日には財務省、国土交通省、11月16日には6区選

出衆議院議員に対し、道路予算の財源確保、事業区間（富良野道路、富良野北道路、旭川東神楽道路）の整備促進、未事業区間（東神楽町から中富良野町間、富良野市から占冠村間）の調査促進について要望してまいりました。

なお、国土交通省への要望に際し、大野泰正国土交通大臣政務官からは、富良野道路8.3キロメートルが平成30年度に開通する見通しになったと明言をされたところであります。

（2）富良野圏域における河川の整備促進についてであります。

富良野圏域連携協議会会長として、10月28日に、富良野沿線市町村議会議長会とともに、北海道建設部、北海道上川総合振興局に対し、近年のゲリラ的な集中豪雨に対応するために、石狩川上流富良野圏域河川整備計画に基づく早急な河川整備の促進、河川の適正な維持を図るため、河床しゅんせつや立木の伐採など河川維持の充実、国営土地改良事業により排水路として整備した一部の河川における法河川と土地改良施設の二重管理の改善、今回の台風などにより被害を受けた道路の早期復旧について要望してまいりました。

2、JR北海道から、当社単独では維持することが困難な線区の報告についてであります。

11月21日、JR北海道から、当社単独で維持することが困難な線区の報告があり、輸送密度が200人未満の線区は、維持可能な交通体系とするために、バス等への転換について地域の皆様と相談を開始したいとし、輸送密度が200人以上2,000人未満の線区は設備の見直しやスリム化、御利用の少ない駅の廃止や列車の見直しによる経費節減、全道または線区ごとの運賃値上げによりお客様に応分の負担をしていただく方法、沿線の皆様に日常的に鉄道を御利用いただく利用促進策、運行会社と鉄道施設等を保有する会社とに分ける上下分離方式の4項目を軸に、地域の皆様と相談を開始したいとの説明があったところであります。

本市といたしましては、輸送密度が200人未満の線区として根室本線の富良野 - 新得間、輸送密度が200人以上2,000人未満の線区として根室本線の滝川 - 富良野間、富良野線の旭川 - 富良野間が相談の対象の線区となることから、今後、関係自治体との協議の場を設けるとともに、北海道が設置をしている地域公共交通検討会議鉄道ネットワークワーキングチームの議論を注視したい、このように考えております。

3、島ノ下駅廃止に伴うコミュニティカーの運行についてであります。

根室本線島ノ下駅は、過去5年間、乗車人員が1日平均0.6人であり、JR北海道から平成28年度末のダイヤ改正日において廃止するとの説明を受けていたところであり、市では8月18日、9月16日、10月21日の3回、島ノ

下地区の地域住民と話し合いを重ねた結果、明年4月1日から、予約があったときに運行するコミュニティーカーの導入を行うことで合意をいたしました。

なお、12月1日には、北海道運輸局旭川運輸支局、北海道上川総合振興局、タクシーやバスなどの交通事業者、島ノ下地区住民代表から成る地域公共交通会議において、島ノ下地区コミュニティーカーの運行について協議をしているところであります。

4、公営住宅の火災についてであります。

11月17日午後12時30分ごろ、富良野市北麻町3番7号、公営住宅北麻町団地の1棟3戸のうち1戸より出火し、内部を全焼いたしました。住戸内で発見された入居者1名については、搬送先の病院で死亡が確認されたところであります。また、隣戸への延焼はありませんでした。

なお、出火原因については、火災の鎮火後に、富良野警察署、富良野広域連合富良野消防署において現場検証を実施し、火元は居間に設置されていた石油ストーブの周辺にあると判断されましたが、引き続き検証中のため、出火原因の特定には至っており、現時点において原因は不明との報告を受けております。

5、ふらの未来農業エキスポにおける人身事故の発生についてであります。

11月20日、農林課主催のふらの未来農業エキスポの一环として、マルシェ2、タマリーバで開催したフラノファーマーズギフトショー終了後の撤去作業中に人身事故が発生しましたので、その概況を報告いたします。

本件は、当該イベントが終了し、会場内で使用していたパネル板1枚を撤去のため、同施設の5条通側出入口の付近に置いていたところ、突風であおられ、付近を通行していた60代女性観光客の後頭部を打撃したものであります。

事故発生直後、被害者に対し、富良野協会病院で頭部等の検査を実施した結果、脳内出血や骨折等はありませんでしたが、むち打ちの症状を訴えられております。

本件は、搬出作業の実施に当たり、十分な安全対策を講じていなかったために発生したものであります。今後は、被害者に対し、誠実な対応に努めてまいりますとともに、イベントの実施においては十分な安全対策を講じてまいります。

6、北海道新聞販売所との地域見守り活動に関する協定の締結についてであります。

11月30日、富良野市と北海道新聞の販売所である旭川地方道新会近郊地区会及び市内の販売所3会員の間で、地域の見守り活動に関する協定を締結いたしました。

高齢者世帯が増加する中、北海道新聞販売所が行う通常の配達等の業務において、訪問先で配達員等が異変等を発見した場合、状況等を総合的に判断し、必要に応じて平日午前8時半から午後5時15分までの時間帯で富良

野市に連絡をするものであります。

生活協同組合コープさっぽろ、ふらの農業協同組合に続く地域の見守り協定の締結で、地域住民による見守りとあわせ、複合的、重層的な見守りの仕組みが強化され、高齢者等の安全で安心な生活の推進に寄与するものであります。

以上であります。

議長（北猛俊君） 以上で、市長の行政報告を終わります。

日程第3

認定第1号（第3定） 平成27年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号（第3定） 平成27年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号（第3定） 平成27年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号（第3定） 平成27年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号（第3定） 平成27年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号（第3定） 平成27年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号（第3定） 平成27年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第8号（第3定） 平成27年度富良野市水道事業会計決算の認定について

認定第9号（第3定） 平成27年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について

議長（北猛俊君） 日程第3、前会より継続審査の認定第1号から認定第9号まで、以上9件を一括して議題といたします。

本件9件に関し、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長 広瀬寛人君。

決算審査特別委員長（広瀬寛人君） -登壇-

決算審査特別委員会より、認定第1号、平成27年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号、平成27年度富良野市ワイン事業会計決算の認定についてまでの9件について、審査の経過並びに結果の報告を申し上げます。

決算審査特別委員会は、第3回定例会において設置し、認定第1号より認定第9号までの平成27年度富良野市一

般会計を初め、各特別会計歳入歳出及び公営企業会計の決算について審査を付託され、閉会中継続審査となったところであります。

9月16日に、審査日程、審査資料の検討並びに決算内容について会計管理者より総括的に説明を受け、11月4日、7日、8日の3日間にわたり、各所管部ごとに審査を行いました。

審査では、関係する職員の出席を求め、歳入の確保や事務事業の執行が適正かつ効率的に行われたかなど、決算審査の着眼点に基づいた委員による質疑が行われ、それに対して説明、答弁をいただき、慎重に審査を進めてまいりました。

審査の結果、認定第1号より認定第9号までの9件について、全会一致で認定すべきものと決した次第であります。

以上、決算審査特別委員会の報告といたします。

議長（北猛俊君） これより、本件9件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本件9件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これより、認定第1号、平成27年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は、認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号、平成27年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号、平成27年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上6件について一括採決いたします。

お諮りいたします。

本件6件に関する委員長報告は、認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件6件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第8号、平成27年度富良野市水道事業会計決算の認定について及び認定第9号、平成27年度富良野

市ワイン事業会計決算の認定について、以上2件について一括採決いたします。

お諮りいたします。

本件2件に関する委員長報告は、認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件2件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第4

所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告

議長（北猛俊君） 日程第4、前会より継続調査の所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告を議題といたします。

本件に関し、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、調査第4号、防災計画について。

総務文教委員長萩原弘之君。

総務文教委員長（萩原弘之君） -登壇-

総務文教委員会より、平成28年第3回定例会において許可を得ました調査第4号、防災計画についての調査経過を御報告申し上げます。

本年は、全国各地で地震や台風による災害が多発し、本市を含む富良野沿線においては、河川の氾濫、土砂崩落、圃場の表土流出など大きな爪跡を残しました。被災された方々に対しましては、心からお見舞いを申し上げます。

本市では、災害対策に関するさまざまな計画を取りまとめた富良野市地域防災計画を策定しております。具体的には、災害予防、災害時の体制や対応、地震・火山・事故、災害への対策、復旧計画など、緊急時の備えについて定めております。また、他の自治体、防災関係機関、民間事業者などと防災協定を結び、災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう協力体制を強化しております。さらに、市内町内会、連合町内会に自主防災組織の設立を呼びかけ、市民の防災意識の向上を図っているところでございます。

そこで、本委員会では、防災計画について、担当部に資料の提出と説明を求め、さらに、今般の台風襲来に伴う防災体制の総括について報告を求め、調査を進めてまいりました。

本計画の体制を実際に運用したときの課題として、以下の5点が挙げられました。

1点目は、災害時発生時における近隣市町村との情報共有や連携、関係機関や民間事業者との防災協定のあり

方について、2点目は、自主防災組織の設立や活動の推進、災害対策本部との連携について、3点目は、避難所運営の体制づくりと職員等の役割について、4点目は、災害発生時における情報発信について、5点目は、備蓄等の考え方について、今後は、以上の点について、市民目線で議論を深め、本市の実態を反映した計画としたいところから、継続調査を求めるものであります。

以上、申し上げます、総務文教委員会からの報告といたします。

議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りをいたします。

調査第4号に関する委員長報告は中間報告であり、継続調査を要することであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、継続調査とすることに決しました。

次に、調査第5号、市民の文化推進について。

市民福祉委員長今利一君。

市民福祉委員長（今利一君） -登壇-

市民福祉委員会より、平成28年第3回定例会において調査の許可を得ました調査第5号、市民の文化推進についての調査の経過について御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、第7次社会教育中期計画及び平成28年度富良野市社会教育推進計画をもとに、芸術文化活動を推進する施策の各事業を調査してまいりました。

社会教育推進計画に掲げる主な事業として、芸術文化協会への支援、文化団体の育成、ふらの演劇祭、市民の文化活動の推進、富良野演劇工場の運営などが上げられ、文化活動を推進する各事業の実態、状況を確認するとともに、市民の文化活動の状況と課題の把握に努めてまいりました。生活に心の豊かさや潤いをもたらす芸術文化活動は、個性豊かな地域づくりの基盤と言えますが、人口減少や少子高齢化の進行により、文化団体の後継者育成が課題となっており、芸術文化活動への関心を高め、活動を広げていくことは、個性豊かな市民文化の創造につながるものであります。

本委員会では、市民の文化推進活動を取り巻く環境や課題について整理するため、今後は、都市事例調査の実施により、さらに調査を深めたいことから、今回は中間報告とし、継続調査を求めるとしてあります。

以上、市民福祉委員会からの報告といたします。

議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ご

ざいせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りをいたします。

調査第5号に関する委員長報告は中間報告であり、継続調査を要することであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、継続調査とすることに決しました。

次に、調査第3号、農業担い手対策の実態について及び都市事例調査について。

経済建設委員長黒岩岳雄君。

経済建設委員長（黒岩岳雄君） -登壇-

経済建設委員会より、都市事例調査報告の結果について御報告申し上げます。

本委員会では、委員会の所管事項に関する調査として、京都府京丹後市、福井県若狭町、福井県あわら市で先進事例調査を行ってまいりました。

なお、報告は、要点のみを申し上げますので、詳しくは報告書を御一読願います。

京都府京丹後市における農業担い手対策の取り組みについて。

平成25年度に、京都府と京丹後市は、約300名の農家や農業法人により展開されている512ヘクタールの国営開発農地において、次世代の京都農業の担い手を育成するとともに、新たなブランド京野菜の一大産地の形成を図る目的で、丹後農業実践型学舎を立ち上げました。農業研修の期間は2年で、毎年10名程度を募集しております。新規就農を考えている人にとって、丹後農業実践型学舎の魅力的部分は、大消費地である京都市や大阪府に近いこととあります。

考察として、丹後農業実践型学舎での研修は、農業技術や営農計画指導のほか、農産物加工に関する実習、流通・マーケティング研修や、京都の市場視察、京都生協での販売研修など多様な研修が取り入れられております。自分の目指す農業、もうかる農業を考えるシステムができていたと感じました。

また、研修した農地で継続して営農できる仕組みは、土地や気候風土を熟知して栽培を行わなければならない農業の特質から見て大変有効であると思います。しかし、就農後の住居が圃場の近くでない通い耕作であること、農機具倉庫の有無など、場所によって就農地の条件が全て同じわけではなく、さらに、農地は買い取りができず、賃貸契約しかできないため、賃貸料を払いながら将来的な投資に備えた貯蓄ができるビジネスモデルが成り立つよう支援が必要と感じたところです。

福井県若狭町のかみなか農楽舎の取り組みについて。
若狭町は、農業を基幹産業に発展してきましたが、厳しい農業情勢を背景に、農業者のほとんどが兼業農家となり、農業者の高齢化と後継者不足、担い手不足により、遊休農地の増加や過疎化対策が課題でありました。

こうした中、若狭町では、行政と集落が主体となり、農業分野で事業展開を進める大阪の民間企業と相互に協力して出資し、平成13年10月、かみなか農楽舎を設立しました。出資割合は、町が50%、集落が30%、民間が20%。自立して新規就農を目指す研修生は2年間、経験者は1年間、かみなか農楽舎内の研修生と寝食をともにする共同、自炊生活をしながら協働意識を育むこと、また、地域の一員となるよう、農業だけでなく、農村の暮らし、歴史、文化を学び、地元住民との交流を深めることも研修の一環としております。

考察として、若狭町は、地域課題である農業者の高齢化や担い手不足を解消するため、都市から若者の就農、定住を促進し、集落を活性化することを大きな目標に掲げております。農楽舎の設立に当たって、民間手法を上手に活用して、集落を巻き込み、全体の3割に当たる住民出資が実現し、当事者として地域集落がかかわることで、研修生を受け入れ、育て上げる関係が農楽舎と地域との間で培われているところが特筆すべき点であります。

福井県あわら市の丘陵地農業支援センターについて。

あわら市北部に位置する坂井北部丘陵地は、福井県と石川県の両県にまたがる標高40メートルから50メートルの加越台地であり、用水源もなく、水に乏しい、限られた作物しか栽培できない生産性の低い土地でありました。昭和44年、国営総合農地開発事業が始まり、幹線道路の整備やかんがい用水が整備され、丘陵地の畑作農業の生産基盤ができて上がりました。その後、丘陵地の農業事情は、国営事業の借入金償還が終了した平成18年以降、農家の営農意欲減退により離農が進み、若い人たちが極端に減少し、高齢化が顕著に進んでおりました。

このような農業従事者の高齢化と担い手不足、主要作物の作付面積と売り上げの減少、さらに、丘陵地があわら市と坂井市にまたがっていることなどから、異なる農業政策を一元化させ、次世代農業の確立と産地再生を目指した農業支援を行うため、平成23年4月に丘陵地農業支援センターが設立されました。

考察としまして、あわら市の坂井北部丘陵地は、国営開発による大規模な丘陵農地造成の借入金償還が終了した以降、営農意欲の減退等により農家の離農が進んだことで耕作放棄地が拡大し、その解消策として、あわせて新たな農業参入を受け入れております。個人と法人に区分し、参入する農業規模に応じて農地の集約を行い、耕作放棄地の解消を図りながら受け入れている手法は参考になりました。

続きまして、経済建設委員会より、事務調査第3号、農業担い手対策の実態についての調査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、農業担い手対策の実態について、これまでの取り組み経過の説明を受け、農業担い手育成センターや、東山地区受け入れ農家の現地調査を行い、さらに、都市事例調査により他自治体における先進事例を調査してきたところであります。

本委員会では、国が青年就農給付金のような全国一律の支援制度を設けたことにより、農業を志す担い手が全国どこでも就農できる基盤が整備されてきていると認識しております。他自治体との差別化を図るためには、富良野の地域性を前面に出した農業担い手対策を検討すべきであり、これまでの委員会の中で議論してきた要点を次の8点にまとめ、さらなる担い手の育成、確保を目指した施策の推進を望むものであります。

1、農家子弟に就農を促す施策について。

全国の地方自治体では、農業の担い手を確保するため、東京や大阪などで開催される新・農業人フェアへの出展や、農業求人サイトへの広告掲載を行うなど、都市部からの担い手の呼び込みに積極的であり、自治体同士が競合している実態があります。一方で、富良野市出身の農家子弟で就農されてない方々が市内外にいることから、その方たちに就職先の一つとして富良野農業を考えてもらえるように働きかけることも重要であります。行政が、農家子弟の親族と連携しながら、農家後継者として帰郷する動機づけや親族からの働きかけを行うなど、農家子弟に就農を促す施策に取り組むべきであります。

2、就農時における住居の確保について。

新規就農者が農業研修を終えて実際に就農する段階において、就農地の確保とともに大きな課題となっているのが住居の問題であります。就農地が決まっても、住居が定まらなければ、生活基盤が確立できず、本業である農業に支障を来すこととなります。特に、本市で新規就農者へ推奨しているメロンやトマトなど施設園芸作物の栽培においては、栽培管理上、就農地と住居が近いことが望ましいとされており、行政は、住居について、就農者本人の希望を勘案しながら、農地の取得とは別に、住居地選定や住居取得の支援、住居費助成など住居確保に向けた支援を考えていく必要があります。

3、就農と定住を一体化した施策について。

新規就農者には、地域に溶け込んでもらうことが定住につながると考えます。研修中から集落行事に参加してもらい、地域の人たちとのつながりを意図的に結びつけることも重要と考えます。営農に関する研究のほか、まちの歴史やまちづくり、集落自治のあり方など座学を取り入れることで、就農する集落への関心を高めてもらい、

地域の担い手としての育成にもつなげる施策の検討を望みます。

4、子育て世代の農業従事者の支援について。

新規就農者の中には、夫婦での就農や就農後に結婚して子育てをしながら農業に従事する方も多くいらっしゃいます。現状は、本市の農村地区において、子供を保育所に預ける場合、市立へき地保育所の入所基準は2歳以上であり、子供が2歳になるまでは市街地の保育所まで送迎しなければなりません。そのため、子供の数がふえたときは送迎等に係る負担も多くなることから、地域で子供の面倒を見てもらえる環境づくりなど、営農と育児が両立できるように支援していくことも重要であります。

5、すぐれた経営感覚を持つ農業経営者の育成について。

本市の研修では、農作業実習による栽培管理作業の習得や、指導農家のもとで、栽培・経営技術を習得後、模擬経営としてトレーニング農場での実践研修が行われております。農業情勢の変動に対応できるすぐれた経営感覚を身につけるためには、生産のみならず、加工、流通、販売までを含めた総合的な研修が必要であると考えます。特に、生産者が持っている農産物への高い意識を消費者に直接伝えることも大切であり、消費者の反応や要望を受けとめる関係が築ければ、今後の生産意欲の向上につながると考えられます。

6、企業参入による将来的な富良野農業の担い手について。

本委員会の議論では、今後、本市の現在の耕作面積を維持するために、各種企業に農業法人としての参入を促し、富良野農業の持続的な発展を図っていくことも必要であると意見が出されたところであります。農業参入の受け入れを法人と個人で区分し、法人企業の農業参入のほか、個人が一般企業に就職するのと同様に、市内へ進出した農企業へ企業就農できるような受け皿も必要ではないかと考えます。農業への企業参入によって新たな雇用が生まれ、農業労働力が確保され、契約栽培の展開などにより耕作放棄地の発生を抑えることができるという見方もあり、富良野農業の将来を見据えた担い手として企業参入の受け入れの検討を望みます。

7、第三者継承の支援について。

新規就農するには、農地、住居、農機具等の購入に要する資金面や、栽培技術、就農後の販売など多くの課題を抱えますが、後継者のいない農家の経営資産をそのまま引き継ぐことができる第三者継承は、これらの課題解決に非常に有効であります。行政が各地域の農家個々の情報を把握し、第三者継承の意思がある農家と新規就農者を結びつける支援を積極的に取り組むことを望みます。

8、地域育成部会の組織構成について。

一般財団法人富良野市農業担い手育成機構の組織・機構において、農家研修への受け入れを検討する組織が地域育成部会であり、現在、東山地区において組織化されております。地域育成部会では、研修地、指導者の確保、研修計画など、具体的な研修内容について協議されておりますが、農家研修の実態からは、受け入れ農家側が事前に研修生や研修内容について十分理解されないまま受け入れている事例も見られます。そのため、地域育成部会が研修生受け入れに関する話し合いを行う際には、実際に地域で受け入れる農家を含めた生産者グループも含めるよう組織化を図るべきと考えます。

以上で、経済建設委員会の調査報告を終わります。

議長（北猛俊君） ただいまの報告2件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で経済建設委員会の報告を終わり、所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告を終了いたします。

日程第5 議員の派遣に関する報告

議長（北猛俊君） 日程第5、議員の派遣に関する報告を議題といたします。

本件に関し、富良野沿線市町村議長会議員研修会及び議会報告会の結果について報告を求めます。

議会運営委員長広瀬寛人君。

議会運営委員長（広瀬寛人君） -登壇-

議員の派遣に関する報告。

派遣議員を代表しまして、議員の派遣に関する報告をさせていただきます。

1、富良野沿線市町村議長会議員研修会。

平成28年11月24日、中富良野町農村環境改善センターにおいて開催されました富良野沿線市町村議長会議員研修会へ、富良野市議会議員17名で参加してまいりました。

研修内容は、北海道における少子化の現状と課題についてと題し、北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課長永沼郭紀氏の講演を聴講しました。

講演では、北海道の今後の少子化対策の課題と考え方として、自治体ごとに少子化の状況が違うこと、特に、社会増減で少子化の影響が大きな札幌市の対策と、その他の地域を区分して対応すること、少子化は人口減少や地域経済との関連もあり、他制度との連携した取り組みが有効であること、若年者対策は、働き方に関連し、自治体だけでなく、民間企業との連携も必要であること、人口減少が進む中で、地方の創生がなければ北海道の創生はないことなどが話されました。

我々が住む地域でも、まずは地域の現状を把握し、少子化に影響を及ぼす要因を分析した上で、北海道による

少子化対策重点推進交付金などの活用も図りながら、効果的な少子化対策に取り組む必要があると感じました。

2、議会報告会。

平成28年10月12日より12月3日まで、市内15会場において議会報告会を開催しました。

全議員18名が6名ずつ3班に分かれ、議会の現状と活動、各委員会の状況、直近の定例会について報告し、その後、地域住民との意見交換を行いました。

議会報告会の開催結果の詳細につきましては、今後、市議会ホームページに掲載する予定であります。

以上、議員の派遣に関する報告を終わります。

議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で議員の派遣に関する報告を終わります。

日程第6 議員の派遣に関する報告

議長（北猛俊君） 日程第6、議員の派遣に関する報告を議題といたします。

本件に関し、道外各都市の行政事例調査の結果について報告を求めます。

7番岡本俊君。

7番（岡本俊君） -登壇-

議員の派遣に関する報告をいたします。

市民連合議員会では、徳島県三好市のサテライトオフィス誘致の取り組みについて、島根県出雲市の地域コミュニティの形成について、さらに、島根県海士町の離島発地域再生の取り組みについて調査を行ってまいりました。

まず、三好市におきましては、四国の中央部、吉野川の上流域に位置し、山の険しい山村地域でございます。

2015年時点で、三好市には442の集落があり、そのうち65歳以上の高齢者人口が50%以上を占める限界集落の割合は全体の4割に当たる178に上り、急激な人口減少により集落機能の崩壊の懸念が続いている現状にあります。そのような中で、廃校舎の利活用など、地域資源の利活用を大きく地域問題として抱えておりました。

平成18年の合併による特例債により、市内全域にブロードバンドの環境を整備し、それを最大限に生かし、市街地の空き店舗や廃校舎、都会の喧騒から離れた環境など未活用の地域資源を企業誘致のツールとして、過疎の弱みを企業誘致の強みに変えている次第でございます。現在、市街地の空き店舗などに都会からの企業が現実的に誘致され、そこでストレスのないデスクワークを見学してきたところでございます。さらに、企業の受け入れ体制では、地元のNPO法人などを中心にワークショッ

プの開催やワンデーカフェなどの交流を行い、サテライトオフィス企業と地元の若者の三者をつなぐ役割を大きく果たしているところでございます。

県、市、NPO法人、地域の4者が連携し、誘致ツアーから始まり、現地視察受け入れ、そして、一企業として地元に着するまで一貫した三好市の企業誘致の受け入れ体制は、本市も大いに参考になるといったところでございます。さらには、富良野市においても、ブロードバンド環境を生かした施策を展開することによって、民間企業と連携しながら企業誘致を行い、観光、医療、教育など幅広い分野での活用を期待し、新たな雇用の創出につながると考えたところでございます。

次に、出雲市における地域コミュニティの形成について御報告申し上げます。

出雲市の集落支援事業は、これまで地域の事情に詳しい身近な人たちでつくる集落支援員が地域コミュニティの先導役を担っております。地元特産のイチジクを使ったコミュニティビジネスの創出や、地域ボランティアとしての地元企業の参加を促すなど一定の成果を上げているところでございます。また、集落の住民だけではなく、困難な共同作業を行う集落応援隊、限界集落での草刈りや道路側溝の掃除など、高齢化した住民のサポート役として大きな活躍をしており、応援隊と地域住民の活動を通じ、交流も図られているところでございます。

このようなことにより、近隣の集落や地域内での相互の助け合いが徐々に芽生えており、コミュニティの維持、形成に貢献していると言えると思います。富良野市においても、地域住民の高齢化を踏まえ、集落機能を維持するために、集落支援組織の検討や、集落間のつながりを支援することが必要と考えたところでございます。

また、出雲市のコミュニティセンターは、平成14年当時の市長の公約によって、公民館が持つ生涯学習の概念を拡大し、行政と地域を結び地域コミュニティの支援者役とすべきという考えで公民館をコミュニティセンターへ移行し、43地区あるコミュニティセンターは、それぞれがホームページを立ち上げ、一つの自治体のように地区の世帯数、人口や文化祭、講演会などきめ細かな広報活動をしているところでございます。

次に、島根県海士町について御報告いたします。

海士町は、離島のハンディキャップを克服し、ないものはないをキャッチフレーズに独自の地域再生の道を歩んでおります。この大きな歩みの転機となったのは、平成14年の町長選挙であり、町民が地縁、血縁を否定した選挙の結果、当選した山内町長による生き残りをかけた戦略が始まったわけでありまして。

その第1は、町長自身の給与カットから始まり、行政、島民の意識を変える出発点となったわけでありまして。町長の強いリーダーシップは、それまでの島の発展を支え

てきた公共事業の償還金による財政の行き詰まりに大なたを振るい、財政再建を短期間で果たしたわけでありませう。さらに、町長は、長期的な地域構築として地域資源の見直しを行い、島民みずから養殖、生産、加工、販売まで考え、首都圏への販売戦略を仕掛け、地産地商を実践し、島のまるごとブランド化に成功したわけでありませう。

さらに、海士町は、都会から若者を呼び込み、移住してきた若者たちがさらなる地域資源を掘り起こし、昔からありました海士乃塩を復活させるなど、人と地域資源の好循環が見事に図られたと考えているところでございます。さらに、海士町では、地元高校生と留学生との間で大いにディスカッションし、お互いの世界を広げるという意味で、海士町の高校が島外から多くの高校生を誘致しているという現状もありました。

海士町の担当者の説明では、よそ者、若者が何を求めているかという話の中で、彼らが持っているものは、やはり、やる気、エネルギー、スキル、新しい着眼点、しがらみのない柔軟な発想であり、彼らが求めているものはチャンス、経験、知恵、つながりと話しておりました。地域づくり、まちづくりの究極の原点は人づくりにあり、ものづくりと人づくりの両輪によって初めて持続可能なまちになると説明を受けたところでございます。

富良野市においても、移住してくる若者たちを貴重な人財と受けとめ、彼らの第三者的な視点を、地域資源の活用とあわせ、地域活性化につながるよう行政がうまく誘導していくことが必要と感じたところでございます。

以上、要点のみ報告させていただきましたが、詳しくは報告書に記載しておりますので、御一読のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で議員の派遣に関する報告を終わります。

ここで、午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時11分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 監査委員報告

議長（北猛俊君） 日程第7、監査委員報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、平成28年度7月から10月分、4件であります。

本報告4件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本報告を終わります。

日程第8

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（北猛俊君） 日程第8、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本件は、藤原良一氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、藤原良一氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（北猛俊君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りいたします。

本件について推薦することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、適任と認めることに決しました。

日程第9

議案第13号 富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（北猛俊君） 日程第9、議案第13号、富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

議案第13号、富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

富良野市固定資産評価審査委員会委員の藤田恵士氏は、平成29年3月8日をもって任期満了となりますので、

同氏を引き続き同委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、藤田恵土氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（北猛俊君） これより、本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件選任について同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、選任に同意することに決しました。

日程第10

議案第1号から議案第12号（提案説明）

議長（北猛俊君） 日程第10、議案第1号から議案第12号まで、以上12件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

議案第1号、平成28年度富良野市一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第9号は、歳入歳出それぞれ1,509万円を追加し、歳入歳出予算の総額を131億7,388万8,000円にしようとするものと、繰越明許費1件、債務負担行為の補正で追加7件、地方債の補正で変更4件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

22ページ、23ページでございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、補助額の確定による広域生活交通路線維持対策路線維持費補助金及び市生活交通路線維持対策路線維持費補助金、JR富良野駅のトイレ改修に伴う富良野駅トイレ改修負担金、公用車運転業務委託料、育良会館の水道管を改修する施設修繕料、文化会館授乳室整備工事費等の追加、事業費の確定による文化会館エレベーター設置に係る実施設計委託料及び文化会館エレベーター設置工事費等の減額、差し引きいたしまして612万円の追加でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、利用者増に伴う配食サービス事業委託料、養護老人ホーム寿光園の軒天部

の施設修繕料、ふれあいセンター煙突改修工事費、臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業費に係る事務経費及び臨時福祉給付金（経済対策分）等の追加、後期高齢者医療特別会計繰出金、後期高齢者医療療養給付費負担金の減額、2項児童福祉費で、利用日数の増に伴う障害児通所給付費、認可保育所の臨時調理員賃金、入所児童の増や利用者負担額算定がえ等による地域型保育給付金等の追加、認可保育所の臨時保育士賃金、燃料及び光熱水費の減額、3項生活保護費で、高額手術や入院の増による医療扶助費等扶助費の追加、差し引きいたしまして1億5,232万8,000円の追加でございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、小児救急医療支援事業補助金12万円の追加でございます。

5款労働費は、1項労働諸費で、市内企業の雇用、福利厚生等に係る実態調査を実施するための一般事務費16万4,000円の追加でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、JA主体事業の事業費確定に伴う農業基盤整備促進支援事業補助金176万1,000円の減額でございます。

7款商工費は、1項商工費で、企業振興促進補助金、中心街活性化センターのプールに係る施設修繕料等116万円の追加でございます。

8款土木費は、2項道路橋梁費で、事業費の確定による西8条2道路改良舗装工事費、東2条1道路改良舗装工事費、支障物件移転補償費の減額、3項河川費で、樋門・樋管操作管理委託料の追加、4項都市計画費で、事業費の確定による設計測量調査委託料、公園施設長寿命化改修工事費の減額、5項住宅費で、事業費の確定による設計委託料の減額、差し引きいたしまして1億5,001万8,000円の減額でございます。

9款教育費は、2項小学校費で、扇山小学校の保健室を修繕する施設修繕料の追加、5項社会教育費で、生涯学習センター管理経費における燃料及び光熱水費を固形燃料ボイラー熱供給設備使用事業費への振りかえ、差し引きいたしまして102万8,000円の追加でございます。

11款給与費は、1項給与費で、8月の台風災害対応に係る超過勤務等の各種手当、納付額の確定に伴う市町村職員退職手当組合事前納付金594万9,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、14ページ、15ページでございます。

1款市税は、収入見込みを考慮し、1項市民税で、1目個人、現年課税分所得割の追加、2目法人、現年課税分法人税割の減額、3項軽自動車税で、1目軽自動車税、現年課税分の追加、差し引きいたしまして101万4,000円の追加でございます。

13款分担金及び負担金は、1項負担金で、小児救急医療支援事業負担金1万6,000円の追加でございます。

15款国庫支出金は、1項国庫負担金で、子ども子育て支援給付負担金、医療扶助費等負担金、障害児施設措置費（給付費等）負担金の追加、2項国庫補助金で、臨時福祉給付金給付事務費補助金、臨時福祉給付金給付事業費補助金、生活保護適正実施推進事業補助金の追加、子ども子育て支援交付金、西8条2道路改良舗装事業交付金、公園施設長寿命化事業交付金、東2条1道路改良舗装事業交付金、地域居住機能再生推進事業補助金の減額、差し引きいたしまして7,797万6,000円の追加でございます。

16款道支出金は、1項道負担金で、子ども子育て支援給付負担金、障害児施設措置費（給付費等）負担金の追加、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の減額、2項道補助金で、電源立地地域対策交付金、小児救急医療支援事業補助金の追加、子ども子育て支援交付金の減額、3項委託金で、樋門・樋管操作管理委託金の追加、差し引きいたしまして358万9,000円の減額でございます。

19款繰入金は、1項基金繰入金で、財政調整基金繰入金2,000万円の減額でございます。

21款諸収入は、5項雑入で、農業者年金事務委託手数料等247万3,000円の追加でございます。

22款市債は、1項市債で、事業費の確定による西8条2道路改良舗装事業債、東2条1道路改良舗装事業債、公園施設長寿命化事業債及び公営住宅建設事業債4,280万円の減額でございます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

第2条繰越明許費は、第2表繰越明許費に記載のとおり、3款民生費の臨時福祉給付金等給付事業につきましては、国の補正予算によるもので、事業の完了が平成29年度となるため、起債の金額を限度として翌年度に繰り越すものでございます。

第3条債務負担行為の補正は、第3表債務負担行為補正に記載のとおり、平成28年度富良野駅トイレ改修負担金につきましては、富良野駅のトイレ改修に当たりJR北海道と協定を締結するため、平成28年度島ノ下地区コミュニティカー運行事業費、平成28年度山部地区コミュニティカー運行事業費及び平成28年度高齢者医療送迎車運行事業費につきましては、同事業の平成29年度乗合事業の認可を取得するに当たり契約手続を本年度中に行うことが必要なため、平成28年度住民情報システムクラウド利用料、平成28年度一般廃棄物収集運搬業務委託料につきましては、平成29年4月1日から業務を実施する上で本年度中に契約事務を進めるため、平成28年度固形燃料ボイラー熱供給設備使用事業費につきましては、本事業による安定した熱供給を受けるため、記載の期間及び限度額により債務負担を定めるために追加するものでございます。

第4条地方債の補正は、第4表地方債補正に記載のと

おり、それぞれ事業費の減額に伴う起債額の変更でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第2号、平成28年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市国民健康保険特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億7,250万円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

1款総務費は、1項総務管理費、1目一般管理費で、一般管理費の普通旅費の追加及び職員管理費の各種手当、市町村職員福祉協会負担金、市町村職員共済組合負担金の追加、一般職給料、市町村職員退職手当組合負担金、市町村職員退職手当組合事前納付金の減額、2項徴税費、1目賦課徴収費で、職員管理費の一般職給料、市町村職員退職手当組合事前納付金の追加、各種手当、児童手当、市町村職員退職手当組合負担金、市町村職員共済組合負担金の減額、差し引き増減はございません。

2款保険給付費は、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費で、一般被保険者高額療養費2,000万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

10款繰越金は、1項繰越金、1目繰越金で、前年度繰越金2,000万円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第3号、平成28年度富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ502万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億9,672万7,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

1款総務費は、1項総務管理費、1目一般管理費で、職員の各種手当の追加及び市町村職員退職手当組合負担金、市町村職員共済組合負担金の減額、差し引き増減はございません。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金で、北海道後期高齢者医療広域連合への保険料等納付金の追加及び北海道後期高齢者医療広域連合市町村事務費負担金の減額、差し引きいたしまして502万7,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

1款後期高齢者医療保険料は、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料で、現年度分特別徴収保険料及び現年度分普通徴収保険料、合わせまして767万3,000円の追加でございます。

2款繰入金は、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で、保険基盤安定繰入金、その他一般会計繰入金の減額、合わせまして264万6,000円の減額でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第4号、平成28年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ82万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,482万7,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

6ページ、7ページ下段でございます。

1款総務費は、1項施設管理費、1目一般管理費で、市場冷凍庫設備のオイルの取りかえ等に係る施設修繕料82万7,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

同じく、6ページ、7ページの上段でございます。

3款繰越金は、1項繰越金、1目繰越金で、前年度繰越金82万7,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第5号、平成28年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市公共下水道事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ406万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億6,526万6,000円にしようとするもの及び地方債の補正で、変更1件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

10ページ、11ページでございます。

1款下水道費は、2項下水道整備費、1目管渠事業費で、事業費の確定による公共下水道基本計画策定委託料の減額、2目処理場事業費で、富良野水処理センター長寿命化改築・更新工事費の追加、差し引きいたしまして161万9,000円の減額でございます。

2款公債費は、1項公債費、1目元金で、元利均等払いの利率見直しに伴う地方債償還元金の追加、2目利子で、借入れ利率の決定に伴う地方債償還利子の減額、差し引きいたしまして244万9,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、8ページ、9ページでございます。

3款国庫支出金は、1項国庫補助金、1目公共下水道事業国庫補助金で、補助対象事業費の確定に伴う水の安全・安心基盤整備総合交付金78万円の減額でございます。

6款繰越金は、1項繰越金、1目繰越金で、前年度繰越金871万2,000円の追加でございます。

8款市債は、1項市債、1目下水道事業債で、対象事業費の確定に伴い、1,200万円の減額でございます。

戻りまして、4ページ、5ページでございます。

第2条地方債の補正は、第2表地方債補正に記載のとおり、下水道事業費の限度額を8,300万円から7,100万円に変更しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第6号、平成28年度富良野市水道事業会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市水道事業会計補正予算第2号は、債務負担行為の設定2件でございます。

以下、その概要について御説明を申し上げます。

第2条債務負担行為の補正は、水源送水場管理委託料及び検針及び集金業務委託料につきまして、平成29年4月1日から業務を実施する上で本年度中に契約事務を進めるため、期間、限度額を定めるものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第7号、富良野市議会議員及び富良野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、公職選挙法施行令に規定する公費負担の単価の改正に伴うものでございます。

今回の改正は、平成26年4月施行の消費税増税を踏まえて、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に係る限度額の引き上げを行おうとするものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第4条第2号は、選挙運動用自動車の借入れ及び選挙運動用自動車の燃料費の限度額の改正でございます。

第8条は、選挙運動用ポスターの作成に係る費用の限度額の改正でございます。

第11条は、市長選挙用ビラの作成に係る費用の限度額の改正でございます。

条例の施行日は公布の日からとし、施行日以後、その期日を告示される選挙から適用しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第8号、富良野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、家族形態の変化や介護の状況に柔軟に対応できるように、平成28年8月の人事院勧告等を参考に、職員の日常的な介護や育児と仕事の両立を支援するため、育児休業等に係る子の範囲を拡大するとともに、介護休暇

を分割して取得可能とし、また、新たに介護時間の規定を追加しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第1条は、富良野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正で、第8条の3第1項は、育児休業等に係る子の範囲の拡大でございます。育児休業、育児短時間勤務、育児時間の対象となる子の範囲を、養子縁組等、法律上親子関係に準ずる関係にある子にも拡大しようとするものでございます。

第8条の3第4項は、第1項の改正に伴う読みかえ規程の文言の整理でございます。

第11条の改正は、休暇の種類に新たに介護時間を加えようとするものでございます。

第15条の改正は、介護休暇の取得について、1の継続する要介護ごとに連続した6月から通算している6月を超えない範囲において、1の継続する要介護ごとに3回以下に分割して取得することができるようにするものでございます。

第15条の2は、新たに介護時間の規定を追加するものでございます。職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、1日につき2時間以内の介護時間を承認しようとするものでございます。

第2条は、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部規定が平成29年4月1日から施行されることに伴う、引用条項の改正及び文言の整理でございます。

条例の施行日は、平成29年1月1日から、第2条の規定は平成29年4月1日からしようとするものでございます。

なお、介護休暇の経過措置として既に介護休暇の承認を受けている職員について、分割して取得することができるようにしようとする規定を設けるものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第9号、富良野市税条例等の一部改正について御説明を申し上げます。

このたびの改正は、本年3月に地方税法等の一部を改正する等の法律及び所得税法等の一部を改正する法律が成立したことに伴い、富良野市税条例及び平成27年3月31日付で制定の富良野市税条例等の一部を改正する条例の関係規定を改正するものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第1条は、富良野市税条例の改正で、このうち、第10条は税金を納期限後に納付、納入する際の延滞金計算に用いる適用率を定める規定を法令に合わせて整理するものでございます。

第34条は、普通徴収をする個人市民税について、税務官署が所得税を減額更正した後に行われた増額更正、または、納税義務者が修正申告書を提出したことに起因して市民税額が増となる場合の延滞金計算に係る控除期間

を定めるなどの改正でございます。

第39条は、法人市民税の申告納付について、市が減額更正をした後に行われた法人税の修正申告に起因する市税の修正申告により、税額が増となる場合の延滞金計算に係る控除期間を定めるなどの改正でございます。

第40条は、法人市民税を市が更正または決定したことにより生じる不足税額の納付について、市が納付すべき税額の減額更正をした後に行われた修正申告により、税額が増となる場合の延滞金計算に係る控除期間を定めるなどの改正でございます。

附則第6条は、従前、医師の処方箋を必要としたものが、市販薬へと切りかわったスイッチOTC医薬品の購入費に係る医療費控除の特例を加えるものでございます。

附則第18条の5は、所得税法の改正に伴い、租税条約等実施特例法の適用を受けない国の組織を通じて日本国内で支払いを受ける利子等の所得を分離課税するための規定の追加でございます。

附則第18条の5の2は、前条を新設したことによる条の繰り下げでございます。

附則第19条及び第20条の改正は、引用規定の整理でございます。

第2条は、平成27年3月31日付で制定の富良野市税条例等の一部を改正する条例の改正でございます。

このうち、附則第5条は、市税条例第10条の改正に伴う規定の整理でございます。

条例の施行日は平成29年1月1日とし、第1条中附則第6条の改正規定については、平成30年1月1日から施行とするものでございます。

附則第2条は、個人及び法人の市民税に係る延滞金等の適用に係る経過措置でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第10号、富良野市国民健康保険税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、所得税法等の一部を改正する法律の公布及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う改正でございます。

以下、その内容につきまして御説明を申し上げます。

附則第9項の次に、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の2項を加えるものでございます。

条例の施行日は平成29年1月1日で、この条例による改正後の富良野市国民健康保険税条例附則第10項及び第11項の規定は、この条例の施行日以後の支払いを受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等、もしくは、同法第16条第2項に規定する特例適用利

子等、または、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等、もしくは、同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第11号、富良野市建設関係手数料条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、近年の中古不動産市場の活性化により、既存住宅の建設時における建築基準法による確認手続の実施の有無についての証明を希望する事例が多くなっていることから、証明書を交付する事務について新たに追加しようとするものでございます。

また、建築計画概要書に関して、情報公開に関する項目が整理されたことにより、個人情報として保護される事項以外について、閲覧に加え、複写を可能とすることに伴い、追加しようとするものでございます。

なお、手数料の算出に当たりましては、先行している他市事例を参考としているところであります。

条例の施行日は、平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第12号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野看護専門学校学生寮設置条例第4条の規定に基づき、第5条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野看護専門学校学生寮の指定管理予定者として株式会社東洋実業富良野営業所を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定する期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考にさせていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 以上で、本件12件の提案説明を終わります。

散 会 宣 告

議長（北猛俊君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明6日から9日までは議案調査のため、10日、11日は休日のため、それぞれ休会であります。

12日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。
お疲れさまでした。

午前11時45分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 28 年 12 月 5 日

議 長 北 猛 俊

署名議員 大 栗 民 江

署名議員 佐 藤 秀 靖